

(案)

府消委第 号  
平成 24 年 3 月 27 日内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿消費者委員会  
委員長 河上 正二

## 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について

平成 24 年 3 月 2 日付け消安全第 36 - 2 号で諮問があった基本的事項の変更（改定案骨子）についての消費者委員会の意見は、下記のとおりである。また、本意見に基づき作成される基本的事項案についても、意見を述べる機会を得ることを求める。

## 記

第 1 食品健康影響評価の実施（食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 11 条関係）について

- 1 現行の食品健康影響評価の対象となる危害要因は、微生物や農薬、食品添加物等の外部からの汚染や異物混入等を前提に作成され、食品そのものが危害要因となることもあるという視点が欠けている。このため、食品アレルギー並びにこんにゃく入りゼリーのような物性・形状についても危害要因として評価対象とすべきである。また、評価の際は、乳児や高齢者など特定の年齢層・人口集団にも配慮すべきである。なお、潜在的リスク要因として、遺伝子組換え食品に配慮すべきである。

（例）

（1）食品の危害要因について

（2）食品そのものに起因する危害要因（食品アレルギー、物性・形状等）

(案)

について

- 2 『「農林水産物の生産段階」において留意すべき要因に、「放射性物質」を加える』点については評価するものの、海洋汚染による魚介類等への影響については、今後長期に渡り影響を及ぼす可能性があることから、特別に配慮すべきである。また、「放射性物質」については「食品供給行程」の各段階における留意すべき要因とすべきである。なお、「放射性物質」に関する評価結果の公表に当たっては、消費者の理解度を高めるため、平易でわかりやすい解説にするよう要望する。

第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）

- 1 国際化の進展にともない、今後、海外から輸入される食品のさらなる増加が見込まれる中、国民の健康への悪影響の未然防止という基本的理念の実現のため、輸入食品の安全性の確保に向けた管理体制整備を検討すべきである。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）について

- 1 リスク管理機関が所管している審議会の委員構成に関して、「ステークホルダー（幅広い関係者）の参画」を明記すべきである。

第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用法（法第17条関係）について

- 1 食品健康影響評価やリスク管理において、「放射性物質」に係る規格基準値の設定に関し乳児用食品に特別な配慮をしたように、乳児や高齢者など特定の年齢層・人口集団に配慮すべきである。

第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）について

- 1 いわゆる健康食品の表示については、今後とも検討を続ける必要があることから、表示制度の中に、いわゆる健康食品の表示を加えることを検討すること。